

山梨県公報

第二十六号

令和元年

八月八日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始……………二〇五

○建築基準法に基づく道路位置指定……………二〇五

公告

○国土調査の成果の認証(二件)……………二〇五

○建設業法に基づく監督処分(十九件)……………二〇六

教育委員会

○落札者の決定について(二件)……………二二二

公安委員会

○一般競争入札について……………二二二

その他

○一般競争入札について……………二二四

正誤

○令和元年七月十二日付号外第十四号中(四件)……………二二四

告示

山梨県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の日
-------	-----	----	----------	--------

県道

富士川身延線

南巨摩郡身延町角打字大地二六一五番一地从先から南巨摩郡身延町角打字大地二五七八番二地先まで

一〇一・六

令和元年八月八日

山梨県告示第六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年七月三十一日
- 指定道路の位置 南アルプス市藤田字双柳二千五百二十七番四
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇一メートル
- 指定道路の延長 六十六・〇メートル

公告

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年八月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 調査を行った者の名称 身延町
- 調査を行った時期 平成十七年六月二日から平成十九年三月三十一日まで
- 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字梅平及び波木井の一部
- 認証年月日 令和元年八月一日

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年八月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 南部町
- 二 調査を行った時期 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡南部町大字万沢の一部
- 五 認証年月日 令和元年八月一日

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 岩波建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上栗生野千七十六番地
 - 3 代表者の氏名 岩波宏彰
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二九）第七〇四号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社甲斐建設
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町窪平十九番地
- 3 代表者の氏名 渡辺博仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八六二号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
- 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社渡辺建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町城古寺三百五十八番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺泰明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二九）第九六七七号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社広瀬土木

2 主たる営業所の所在地 山梨市三富下萩原三百八十七番地

3 代表者の氏名 廣瀬一哉

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二九）第五二九四号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社佐藤建設工業

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千二百七十四番地

3 代表者の氏名 佐藤正明

三 許可番号 山梨県知事許可（特―二八）第一〇八〇号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社山梨技建

2 主たる営業所の所在地 山梨市下井尻四百八十番地

3 代表者の氏名 芳賀恒雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第一七五二号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 奥山建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市万力千四百四十七番地
 - 3 代表者の氏名 奥山知孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―三〇）第四九五号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

- 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
- 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。
令和元年八月八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社廣川工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上萩原百四十二番地
 - 3 代表者の氏名 廣川泰司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二九）第七〇三号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
- 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

- 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。
令和元年八月八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社飯島工事
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山藤木千九百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 飯島明生
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二六）第四九二二号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
- 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。
令和元年八月八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社藤ブランド建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市三ヶ所三百九番地一

3 代表者の氏名 藤原栄一
三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―一）第六〇七〇号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 三森建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町菱山三千六百八十七番地

3 代表者の氏名 齊藤潤一

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二九）第七五六号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 植野興業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾千八百九十六番地

3 代表者の氏名 植野正人

三 許可番号 山梨県知事許可（特―二九）第九八五号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 昭和建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山熊野八十番地一

3 代表者の氏名 浅野晃一

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二九）第八八八号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人

(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社高野建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町勝沼二千八百九十三番地
 - 3 代表者の氏名 高野敬司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―一)第七三八号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲信建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町菱山千六十三番地
 - 3 代表者の氏名 三森一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二七)第一〇〇三号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 野澤工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市大和町初鹿野千九百五十三番地一
 - 3 代表者の氏名 野澤孝之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二八)第一〇七四号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

て排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社大和工務店

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山赤尾四百五十一番地一

3 代表者の氏名 神戸和男

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二八）第一二五一号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、

地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年七月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 山梨建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 山梨市上神内川千二百二十六番地一

3 代表者の氏名 辻真由美

三 許可番号 山梨県知事許可（特―三〇）第一六二三号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同年九月七日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和元年八月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社熊谷組

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町常葉八百十八番地

3 代表者の氏名 熊谷かよ子

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二八）第五七二号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年八月九日から同月十八日までの十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者は、県及び身延町が発注した三件の工事に關し、平成二十九年九月から十月にかけて、建設業法第二十四条の七第一項に定める施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成二十二年法律第二十七号）第十五条第二項によりその写しをそれぞれの発注者に提出する際、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第二項第一号に定める施工体制台帳に添付する下請契約書（注文請書）の写しを請負代金の額を偽って作成し提出した。

教育委員会

教育長 市川 満

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年八月八日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

一 落札に係る借入物品等

- (一) 名称 ハイユースサーバ等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県教育庁高校教育課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和元年六月二十一日

四 落札者

- (一) 名称 NTTファイナンス株式会社

- (二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

- 五 落札金額 十一億九千五百九十五万三千元

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月九日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年八月八日

山梨県教育委員会

一 落札に係る役務

- (一) 名称 統合型校務支援システムの導入・運用等業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県教育庁義務教育課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和元年七月二十二日

四 落札者

- (一) 名称 NECフィールディング株式会社

- (二) 住所 東京都港区三田一丁目四番二十八号

- 五 落札金額 八億四千五百八十八万九千円

- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十一年四月二十五日

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年八月八日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 通信指令システム用機器等 一式

- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

- 3 借入期間 令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで

- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部生活安全部通信指令課

- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

山梨県教育委員会

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十一年山梨県告示第七十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執

行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係 電話〇五五一一二一一〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年八月二十三日（金）までの山梨県の休日（これを定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和元年九月十七日（火）午前十一時 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和元年九月十三日（金）午後四時までに山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定

価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和元年九月二日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- 5 契約書作成の要否 要
- 6 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県警察本部生活安全部通信指令課 電話〇五五―二二一―〇一〇

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network.1set
- 2 Date and time for tender: 11:00AM September 17, 2019
- 3 Bureau in charge: Communication Command Division, Community Safety Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

その他

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年八月八日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 清水 正

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル防災制御システム設備端末機器更新工事
- 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで
- 3 工事概要 防災制御システム更新工事(ユニット三二六及び三二七) 火災検知器更新工 三十八台 I/Oコントローラー更新工 四十九台 赤色表示灯盤更新工 一台 伝送中継器更新工 一台 防災現地盤改造工 一式 防災受信盤改造工 一式
- 4 工期 令和元年九月二十五日から令和二年三月十三日まで
- 5 予定価格 九千九百九十万二千円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和元年八月二十一日(水)から同月二十七日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ(<http://www.fruits.jp/~karisaka/nyuusatujobou.html>)において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和元年七月十二日(号外第十四号)公布山梨県規則第五号(山梨県県税条例施行規則及び山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則)

五	上	七～八	終わりから	(平成二十八年法律第十
	下	十五～十六	終わりから	三号) 附則第三十一条第
		十四～十三	終わりから	号) 附則第三十一条第
		十七	終わりから	二項
六	上	十七	終わりから	(平成二八年法律第一三
			終わりから	号) 附則第三十一条第
			終わりから	二項

五	六	五	六
下	上	下	上
終わりから 十一～十 八～九 十七	終わりから 十三～十二 十六 終わりから	終わりから 九～十 十七～十八 十二～十一 終わりから 十五 終わりから 九	終わりから 終わりから
	第九条	(平成二十年法律第二十 五号)	
	第九条	(平成20年法律第25 号)	

○ 令和元年七月十二日(号外第十四号)公布山梨県訓令甲第二号(山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令)

九	上	下
終わりから 十四	終わりから 六 六 十一 終わりから 十六 終わりから 七	終わりから 終わりから
第三条	第四条 第五条 第六条 第七条 第八条	第三条 第四条 第五条 第六条 第七条 第八条

○ 令和元年七月十二日(号外第十四号)公布山梨県教育委員会訓令甲第一号(職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令)

一	上	下
終わりから 十	終わりから 十四 終わりから 九 終わりから 二	終わりから 終わりから 終わりから 八
第三条 第四条 第五条	第六条 第七条 第八条	第三条 第四条 第五条 第六条 第七条 第八条

○ 令和元年七月十二日(号外第十四号)公布山梨県議会訓令甲第一号(山梨県議会職員
の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令)

一五	上	下
終わりから 十二 十五	終わりから 四 二 九 終わりから 十三	終わりから 終わりから
第三条 第四条	第五条 第六条 第七条 第八条	第三条 第四条 第五条 第六条 第七条 第八条

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番